

令和8年度第2回公立大学法人滋賀県立大学経営協議会 議事録

日時・場所： 令和8年8月3日（月）13時30分～14時50分 教授会室
出席者（対面）： 井手理事長、福永副理事長、森下理事、松岡理事、中嶋理事、
北村理事、川口委員、山口委員
出席者（オンライン）： 伊藤委員、植田委員、小玉委員、塚本委員
欠席者：
事務局： 中井事務局次長、吉田総務課長、饗庭財務課長、堀口学生・就職支援課長、川崎教務課長、小椋地域連携・研究支援課長、越後高専開設準備局長、堀江高専開設準備局次長（兼）総務・施設整備課長、南高専開設準備局学務課長、
経営企画課 濱野副参事、前川主幹、大岡主査

【審議事項】

（1）滋賀県立高等専門学校の設置認可申請について

南高専開設準備局学務課長より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。今後、役員会での承認を得て申請を行うが、申請内容の軽微な修正が必要になる場合は、理事長に一任することがあわせて承認された。

〔主な質疑・意見等〕

・県立高専の学びの基盤とされている情報技術の活用および環境に対する理解と配慮については、全国の高専でも一般的なものか。また、他高専との差別化を図るための特徴はどのようなものか。

→ 情報技術の活用について、プログラミングの授業数は全国的に見てもトップクラスに入る内容となっており、力を入れている部分である。また、サスナビリティについては、製品製造を行う上で重要な知識であるとの認識のもと、最初から授業に組み込んでいる点は、新しい高専ならではのものと考えている。

→ 自らの専門分野だけではなく、他の専門分野の知識についても基礎を着実に身に付けることや、実践力を身に付けるため、一般科目においても実験実習を重視していることも特徴である。

・基幹教員の完成年度末（令和14年度末）時点の年齢構成について、65歳以上の教員が多数おられるが、学内規程等で定年退職年齢を定めているのか。

→ 法人の定年退職年齢は65歳となっているが、開校時点の高専教員については特例を設け、最大で70歳まで勤務できるようにする予定である。

(2) 令和9年度予算編成方針案について

饗庭財務課長より、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

〔主な質疑・意見等〕

・物価が上昇している状況を踏まえ、法人全体の予算として、増額を前提とするのか。

→ 詳細については今後検討を行うことになるが、令和10年4月に開校する県立高専について、令和9年度に建設工事等が行われること、また、法人と大学の事務を分離することに伴い、法人の体制を整備する必要があり、これらに係る経費も見込まれることから、令和8年度と比較すると、法人全体として増額になる見通しである。

・県立高専の設置は法人として重要な事業だが、県立大学として令和12年度の学部・学科再編に向けて検討が行われており、県と協議し、これを実施するために必要な予算を確保していただきたい。

→ 県と協議を行い、必要な予算を確保してまいりたい。

・予算編成方針が、県立高専の設置認可申請に影響を及ぼす可能性はないか。物価等が高騰する中、県立高専にかかる予算面で大きな変更が生じた際、予算編成方針を変更する可能性を考慮しておく必要はないのか。

→ 県立高専の設置準備経費については、通常の大学経費の枠とは別に、枠外予算として県により措置される。物価高騰等に伴い建設経費等が上昇した場合においても、予算編成方針とは区別して調整を行うことになる。

【報告事項】

(1) 理事長と学長の分離に伴う公立大学法人滋賀県立大学定款の一部変更について

(2) 定款の一部変更に伴う滋賀県立大学の最初の学長の選考について

報告事項(1)および(2)は関連する内容であるため、一括して説明することとされ、吉田総務課長より、資料に基づき説明があった

〔主な質疑・意見等〕

・理事長・学長の分離を行うことについて詳細説明をいただきたい。

→ 令和10年度に、法人に県立高専が新設されることに伴い、法人で県立大学と県立高専の2つの高等教育機関を運営することになる。現在は法人の理事長が県立大学の学長を兼任しているが、高専設置に伴い、法人経営、県立大学経営、県立高専経営を独立して行うべきとの考えに基づき、理事長と県立大学学長を分離するものである。理事長兼県立大学

学長の任期が令和 8 年度末で終了することから、令和 9 年 4 月 1 日より法人の理事長と県立大学学長を分離した形の新法人体制に移行する。

・理事長については、学内の選考会議を経ず、知事が任命することとされており、透明性のある法人運営を考えた場合、これで良いのかという疑問が残る。理事長任命に関し、法人と県とのコミュニケーションが重要になると考える。注視していきたい。

→ 理事長の任命や令和 9 年度以降の役員体制等について、県との調整が必要になる。懸念を伝えながら調整を進めてまいりたい。

・学長が自動的に副理事長になるということだが、県立高専が開校した際、県立高専校長が副理事長に就任される可能性はあるのか。

→ 高専の設置認可後、県立大学と県立高専を設置・管理するための規程や役員構成について検討し、令和 9 年度中に必要な定款等の改正を行う予定である。

・これまで副理事長と副学長は同一人物だったのか。新体制では、副学長をどのようにして決定していくことになるのか。

→ 現在、副学長は 2 名おり、理事の中から選任することとされている。

法人と県立大学を分離するため、今後は大学において副学長を選任することになるが、様々な規程等を見直す必要があり、今後、検討、手続きを進めることになる。

(3) 本法人の障害者雇用の現状について

吉田総務課長より、資料に基づき説明があった。

〔主な質疑・意見等〕

・在職者数が 5.5 人となっているが、この端数はどのような理由で発生するのか。

→ 障害の状況や勤務状況等により人数の計算方法が定められており、軽度の障害がある方で短時間勤務の場合には、0.5 人として計算されることがある。

・定着支援について、具体的なプランがあれば教えてほしい。大学の受け入れ体制・教育の充実が必要であり、これらに取り組むことが重要になると考える。

→ 本学に在職される前に就労移行支援を利用されている方については、関係機関との連携を行うこと、また、卒業生等、障害の経歴を把握できる方についてはこれらの情報を活用しながら支援を行う等の体制を整え、定着支援を進めていきたい。

【その他】

堀江高専開設準備局次長（兼）総務・施設整備課長より、県立高専の校舎、体育館、学生寮等の施設整備について、予定通り各手続きを進めていること、8月2日に起工式を執り行ったことの報告があった。

以上